

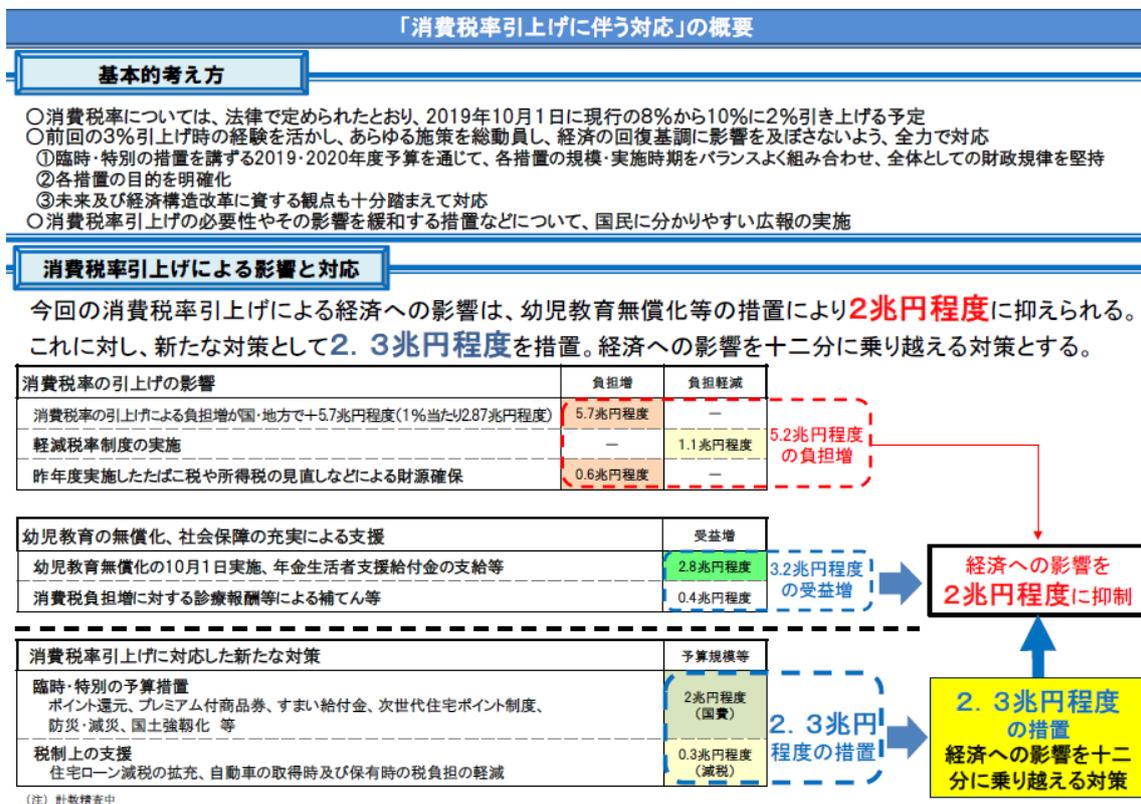
(個本的な考え方)

消費税率は2019年10月に、現行の8%から10%に2%引き上げられる予定であるが、前回の3%引き上げ時に生じた駆け込み・買い控え等の経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう平成31年度当初予算において、需要平準化のため、臨時特別の措置が取られることになった。消費税増税の引き上げに伴う影響の見通しとそれに対応した平準化対策の概要は以下のとおりである。

(金額的な影響の見通し)

消費税増税によって生ずる負担増(たばこ税の増税等を含む。軽減税率分は控除。)5.2兆円のうち、幼児教育無償化等による受益増3.2兆円を除くと、今回のネットの消費税増税の影響が2兆円にまで抑制されるが、さらに、図表2に示される各種のポイント還元、プレミアム付き商品券、住まい給付金、次世代住宅ポイント等の対策を講ずることにより2.3兆円程度の需要が創造され、消費税増税の負の影響を十分に乗り越えることが可能になるというのが政府の見解である。

(図表1)



(図表2)

「消費税率引上げに伴う対応」の予算・税制措置等			
	措置の種類	平成31年度 予算額(国費) <sup>(注1)</sup>	減税見込額 (平年度) <sup>(注1)</sup>
1. 幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等	予算(恒久措置)	7,157億円 <sup>(注2)</sup>	—
2. 軽減税率制度の実施	税制(恒久措置)	—	1.1兆円程度 <sup>(注3)</sup>
3. 低所得者・子育て世帯(0～2歳児)向けプレミアム付商品券 <sup>(注4)</sup> ・2019年10月から2020年3月までの間に使用できるプレミアム付商品券を発行・販売(一人当たり2万5千円(5千円のプレミアム)、分割購入可)。額面は小口(例:500円)に設定	予算(臨時・特別の措置)	1,723億円	—
4. 耐久消費財(自動車・住宅)の購入者に対する税制・予算措置			
(1) 自動車の購入者に対する税制措置			
○自動車税の引下げ ・消費税率引上げ後に購入した新車から自動車税を恒久的に減税(1,000円～4,500円/年)	税制(恒久措置)	—	1,320億円程度 <sup>(注5)</sup>
○環境性能割の臨時的軽減 ・自動車の取得時の負担感を緩和するため、1年に限り環境性能割の税率を1%分軽減	税制(時限措置)	—	500億円程度 <sup>(注6)</sup>
(2) 住宅の購入者等に対する税制・予算措置			
○住宅ローン減税の対象期間の延長 ・減税対象期間を10年から3年間延長し、その期間で最大、建物購入価格の消費税2%分を減税(2019年10月1日～2020年12月31日)	税制(時限措置)	—	1,140億円程度
○すまい給付金・次世代住宅ポイント制度 ・住宅ローン減税の効果が限定的な所得層に対するすまい給付金は、対象となる所得階層を拡充(収入目安510万円以下→775万円以下)し、給付額も最大30万円から50万円に引上げ(2019年10月1日～2021年12月31日) ・一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する新築・リフォームに対し、様々な商品等と交換できるポイントを発行(2019年10月1日～2020年3月31日)	予算(臨時・特別の措置)	2,085億円	—
5. 消費税率の引上げに伴う柔軟な価格設定(ガイドライン)	その他	—	—
6. 中小・小規模事業者に関する消費者へのポイント還元支援 ・消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗は5%、フランチャイズチェーン加盟店は2%を消費者に還元	予算(臨時・特別の措置)	2,798億円	—
7. マイナンバーカードを活用した消費活性化の準備経費 ・上記「ポイント還元」終了後、期限を区切って自治体ポイントに国の負担でプレミアムを付与(2019年度はシステム改修費等の準備経費を計上)	予算(臨時・特別の措置)	119億円	—
8. 商店街活性化 ・インバウンドや観光といった新たな需要の取り込みに向けた商店街におけるWi-Fi設備や地域資源を活用した取組等に対して支援	予算(臨時・特別の措置)	50億円	—
9. 防災・減災、国土強靱化 ・重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を2018年度から2020年度までの3年間で集中的に実施(事業規模おおむね7兆円程度、国費3兆円台半ば)	予算(臨時・特別の措置)	1兆3,475億円	—

(注) 平成30年度第17回経済財政諮問会議(2018.12.20)茂木大臣提出資料による。

### (次世代住宅ポイント制度)

このうち、次世代住宅ポイント制度とは、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、一定期間(対象住宅の引渡時期は2019年10月以降に陰られる。)限って省エネ商品などの様々な商品と交換できるポイントを付与するものである(1ポイント=1円相当)。

新築の場合、基本的に30万ポイントとし、このほかに家事負担軽減に資する設備の設置等については一定のポイントを付与し、一戸当たり最大35万ポイントが付与される。

リフォームの場合は、その内容に応じたポイントを、原則30万ポイントを上限として付与し、若者・子育て世帯によるリフォームの場合、上限を15万ポイント引き上げ、さらに既存住宅購入に伴うリフォームの場合、ポイントを加算し最大で60万ポイントまで引き上げられる。既存住宅に対する措置が新築住宅を凌駕する予算措置はこれまであまり例がないものであり、今後の施策の重点を示唆するものとして注目される。上記の次世代住宅ポイント制度の対しては、国費による補填に国費1300億円が計上される。これは住宅ローン減税が限定的にしか働かない所得層に対するすまい給付金予算に係る国費785億円を大きく上回る(住宅に係る予算措置の合計は2085億円)。

(荒井 俊行)